

小規模企業共済契約者の皆様へ

災害時貸付

災害時貸付は、地震、台風、火災等の災害により被害を受けた場合、事業資金を短期間(最短即日貸付)で貸付する制度です。被災(罹災)証明書が必要です。

詳しくは、独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室・最寄りの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会にご相談下さい

災害時貸付は、災害救助法が適用された災害等又は一般災害(火災、落雷、台風、暴風雨等)により被害を受けたために経営の安定に支障が生じた場合に事業資金を短期間で貸付する制度です。

1

貸付対象の方は、次の一次要件を満たし、かつ、二次要件の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他相当の団体又は官公署から受けた方

- (1) 小規模企業共済契約者の方で、一般貸付の借入資格を有しており、その貸付限度額が 50 万円以上の方
- (2) 災害救助法が適用された災害等又は一般災害(火災、落雷、台風、暴風雨等)の資格要件について証明(被災又は罹災)を受けていること(直接被害でなくとも一定割合以上の売上高の減少等を対象に利用が可能なことも有りますので、ご相談窓口でお聞きください)

2

貸付限度額

掛金納付済期間に応じて定める割合を乗じて得た金額で、既にその他の貸付を受けている場合にはその残高を控除した額の範囲内において、50 万円以上で 5 万円刻みの倍数となる金額になります。

3

取扱期間

災害発生の日から 6 ヶ月以内

4

貸付条件

- (1) 貸付金額
貸付限度額の範囲内で 50 万円以上 5 万円刻み
- (2) 貸付金の使途
共済契約者の事業の安定に必要な運転資金又は設備資金

5

貸付利息

年利 0.9% (平成 22 年 7 月現在)
(但し、延滞期間に対しては年利 14.6%を付加されます)

6

貸付期間

50 万円以上 500 万円まで
期間 36 ヶ月 (3 年)
505 万円以上
期間 60 ヶ月 (5 年)

7

償還方法

6 ヶ月毎の元金均等割賦償還
(各償還期日は貸付日より 6 ヶ月毎の応答日になります)

8

貸付窓口

商工組合中央金庫本店又は支店
営業時間(平日 9:00~15:00<銀行休業日は除きます>)
受付の際は多少お待ちいただくか、14 時以降の受付については、翌日の貸付になる場合があります。

- 商工中金以外に貸付窓口を登録している方は、貸付実行まで約 10 日かかります。
- お借入希望金額等によっては貸付実行までに日数がかかることもありますので、ご了承ください。

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

共済相談室

050-5541-7171

小規模共済融資課

03-3433-8811 (代)

貸付を受けるまでの手順と必要書類等

事
前
店
頭

	手 順	必要書類・お問い合わせ先等										
1	ご自身の貸付限度額を確認します 既に貸付をご利用中の場合は現存債務を除いた貸付可能額が50万円以上必要です。	お手元の「貸付限度額のお知らせ（様式㉟803）」をご覧ください。当機構にお問い合わせください。										
2	被災(又は罹災)証明書入手します ①災害救助法が適用された災害等の場合及び一定割合以上の売上高の減少等を理由に申込を行う場合(※) ②一般災害(火災、風水害等)の場合	「被災証明願(様式㉟840)」 商工三団体(商工会、商工会議所、中小企業団体中央会)等で証明を受けます。 (※)一定割合以上の売上高の減少等を理由に申込を行う場合は「被災証明書」の他、別途資料が必要となります。予めご相談窓口でご確認ください。 「罹災証明書」 市町村、消防署等で証明を受けます。										
3	印鑑証明書と収入印紙をご用意ください 共済契約者ご本人の印鑑証明書(3ヵ月以内発行の原本1通)と借入金額に応じた収入印紙をご用意ください。	「印鑑証明書」(3ヶ月以内発行の原本) 「収入印紙」 <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入金額</th> <th>収入印紙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>55~100万円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>105~500万円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>505~1,000万円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	借入金額	収入印紙	50万円	400円	55~100万円	1,000円	105~500万円	2,000円	505~1,000万円	10,000円
借入金額	収入印紙											
50万円	400円											
55~100万円	1,000円											
105~500万円	2,000円											
505~1,000万円	10,000円											
4	他にご用意いただくもの 商工中金店頭で借入契約を結ぶ際に、上記証明書等の他に、本人確認等で右記のものが必要となりますので、事前にご用意ください。	「機構からの通知等」 (契約者番号が印字してある物) 例:「貸付限度額のお知らせ」「共済手帳」等 「運転免許証」又は「健康保険証」等 「実印」										
5	借入申込書を作成します	「災害時貸付金借入申込書(様式㉟825-2)」 当機構でもご用意できます。										
6	貸借契約を結びます お手続きはお近くの商工中金本支店の店頭で共済契約者ご本人が行います。右記書類に店頭でご記入、ご捺印ください。	「金銭消費貸借契約証書(様式㉟826)」										

※注

※注

お申込み金額や資金交付方法により、以下の書類をご用意、ご記入等していただきます。

- ・借入申込額が1,000万円を超える場合は、確定申告書に添付した決算書(写)が必要となります。
- ・資金交付方法で振込を指定された場合は、「振込依頼書(様式㉟905)」をご記入・ご捺印いただきます。受取金融機関の確認印が必要となりますので、事前に入手のうえ、当該機関にて確認印をお受けください。また、振込指定の場合の振込手数料はお客様ご負担となります。あらかじめご了承ください。

個人情報保護法施行に伴い、契約状況等についてのお問い合わせは契約者ご本人のみのご案内となります。お問い合わせの際は契約者番号をご用意ください。



中小企業と地域振興をもっとサポート
 独立行政法人

中小企業基盤整備機構